

## 日本個人契約柔整師連盟の座談会において

平成29年7月23日（日）14時より、大阪市の学校法人平成医療学園なにわ歯科衛生専門学校において日本個人契約柔整師連盟（会長 岸野雅方）の座談会が開催され、大島九州男参議院議員（民進党）より国政報告があり、柔整諸問題について活発に議論されました。



## 柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会について

○柔道整復師が急増している現状を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、柔道整復師学校養成施設のカリキュラム等の改善を目的とした検討会を設置し、5回に渡り検討を行ってきた。

○10月31日医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会において、「当該検討会報告書（案）を踏まえ改正することが適当である」との答申があった。

1

## 柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会開催要綱（抜粋）

### 1. 目的

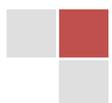
柔道整復師の学校養成施設のカリキュラム等については、平成12年以降、大きな改正を行っていないが、この間、柔道整復師学校養成施設数が増加する等、柔道整復師を取り巻く環境も変化し、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、柔道整復師の質の向上が求められている。

このような状況を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、柔道整復師の学校養成施設の指定基準等の見直しなど、柔道整復師学校養成施設のカリキュラム等の検討を行う。

### 2. 検討内容

「柔道整復師学校養成施設指定規則」及び「柔道整復師養成施設指導ガイドライン」の見直しについて

- （1）総単位数の引上げについて
- （2）最低履修時間数について



- (3) 臨床実習の在り方について
- (4) その他

### 3.これまでの開催実績

(第1回)平成27年12月11日、(第2回)平成28年2月22日、(第3回)平成28年5月19日(第4回)平成28年7月7日、(第5回)平成28年9月16日

厚生労働省医道審議会(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会)  
(平成28年10月31日)資料より

## 柔道整復師学校養成施設指定規則等改正(概要)

### 1.総単位数の引き上げ、最低履修時間数の設定について

#### (1) 総単位数の引き上げ

現行の85単位以上を99単位以上へ引き上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

- ・臨床実習を1単位から4単位へ拡充
- ・柔道整復術の適応(医用画像の理解を含む)を4単位追加
- ・社会保障制度(保険の仕組み)、職業倫理などを追加

#### (2) 最低履修時間数の設定

現在、最低履修時間数の設定はなく、各単位の最小時間数を積み上げた場合1,530時間で単位取得が可能なることから、新たに最低履修時間数(2,750時間以上)を設定

※総単位数、最低履修時間数だけでなく、「各養成施設における独自のカリキュラムを追加することが望ましい」とする努力規定を追加

### 2.臨床実習の在り方について

#### (1) 臨床実習施設

現在、養成施設附属臨床実習施設に限られている臨床実習を単位数の拡充に併せ養成施設附属臨床実習施設以外にも拡大

#### (2) 臨床実習施設の要件

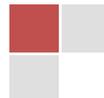
臨床実習施設の拡大に伴い、要件等を新たに規定

[主な要件] ・5年以上の開業経験

- ・実習指導者：専任教員又は5年以上従事した後に臨床実習指導者講習会を修了した柔道整復師(講習会：16時間以上)
- ・過去1年間の平均受診者数が20名以上
- ・患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得る など

### 3.専任教員の見直し

#### (1) 専任教員数



単位数の見直し等に伴い、専任教員数を5名から6名へ見直し

また、臨床実習施設の拡大に伴い、養成施設は専任の実習調整者を1名配置

## (2) 専任教員の要件の見直し、定義の明確化等

専任教員の資質向上のため、実務経験年数を3年以上から5年以上に見直し

また、専任教員の定義を明確化し、専任教員も臨床実習施設において自ら臨床能力の向上に努めるよう規定

## (3) 専任教員（柔道整復師）の専門基礎分野の教授範囲の見直し

現在、柔道整復師である専任教員の教授範囲は、保健医療福祉と柔道整復の理念に限定されているが、カリキュラム等の見直し等を踏まえて教授範囲を見直し

## 4. その他について

### (1) 通信教育等（放送大学等）の活用

基礎分野14単位のうち7単位を超えない範囲においては、通信教育等の活用が可能となるよう単位認定についての規定を追加

### (2) 養成施設において備える必要がある備品等の見直し

基礎医学実習室の削除など現状にあわせて見直し

### (3) 適用時期、経過措置について

- ・平成30年4月入学生から適用
- ・専任教員の経過措置は2年間

## 施術管理者の要件について

(平成29年6月15日厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室長発)

【お知らせ】柔道整復師の資格を取得される皆さま、関係の皆さまへ  
平成30年4月から、

**柔道整復療養費の受領委任を取り扱う**

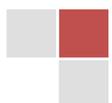
**「施術管理者」になる場合**は、

**実務経験と研修の受講が必要**となる方向で

以下のとおり検討しています。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格のみとされていましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとして、下のような方向で検討を進めています。

関係の皆さまは、ご留意くださいますよう、お願いいたします。



◆実務経験の期間について（案）

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定める予定です。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合	1年間の実務経験
平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合	2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	3年間の実務経験

◆研修の受講について（案）

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容を予定しています。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

○上記の検討は、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会の報告書「施術管理者の要件について」（平成29年3月27日付）を基に行われています。

【厚生労働省ホームページ】

社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126707>

# 今月のお歌

北海道第4支部 室蘭市  
西江 須美先生より

●占いの 今日の運勢 星三つ それを踏まえて 1日過ごす

毎朝ラジオから聞こえてくる今日の占いに、星三つと言われると、なんとなく嬉しくなりますが、必ずしもその日が良いことばかりとは限りませんが、朝から良い気持ちになりますね。

●出会いとは 必然性と 人の言う 糸をたぐりて 縁を強める

袖触れ合うも多少の縁といいますが、それゆえに努力も必要ですね。

\*編集後記\*

今年の日ハムは・・・・・・どうしたんでしょうね。連敗がやたらと多いような気がします。すでに優勝争いからは脱落した感じで、この調子でシーズンが終わって、下位の成績だと、気になるのは、やっぱり大谷選手の動向・・・それでもメジャーに行くんだろうか・・・とにかく、早くケガを完治させてチームを少しでも引き上げて欲しいものです。



発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合

発行責任者 吉田 孝雄

札幌市中央区南1条西13丁目317-3 7F

TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034

E-mail [hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp](mailto:hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp)

URL <http://www.hokushinkyo.jp/>

